

令和8年度運送事業者等支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び観光等来訪者の移動手段の確保並びに地域経済を支える物流の維持を目的とし、原油価格や物価の高騰の影響により厳しい経営環境にある貸切バス事業者、トラック運送事業者及び自動車運転代行業者（以下「事業者」という。）の事業の継続等を支援するため、事業者に対し、予算の範囲内で運送事業者等支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸切バス事業者 市内に本社又は営業所を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業について、同法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者をいう。
- (2) トラック運送事業者 市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有する貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者又は同法第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者をいう。
- (3) 自動車運転代行業者 市内に本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者をいう。
- (4) 貸切バス車両 第1号に規定する事業者が、令和8年7月1日時点で国土交通省東北運輸局福島運輸支局に届け出ている貸切バスとして使用され、使用の本拠の位置が郡山市内である車両をいう。
- (5) トラック車両 第2号に規定する事業者が、令和8年7月1日時点で国土交通省東北運輸局福島運輸支局に届け出ているトラック運送事業として使用され、使用の本拠の位置が郡山市内である車両をいう。
- (6) 自動車運転代行車両 第3号に規定する事業者が、令和8年7月1日時点で福島県公安委員会に届け出ている自動車運転代行事業の随伴車として使用され、使用の本拠の位置が郡山市内である車両をいう。

(給付金の交付の対象者)

第3条 給付金の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する事業者とする。ただし、市長が不相当と認める者を除く。

- (1) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (2) 給付金の交付の申請日において事業を継続している貸切バス事業者、トラック運送事業者又は自動車運転代行業者で、給付金の交付の決定後においても事業を継続する意思を有する者
- (3) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていない者
（給付金の額）

第4条 給付金の額は、別表のとおりとする。

（給付金の交付の対象期間）

第5条 給付金の交付の対象となる期間は、令和8年9月1日から令和8年11月30日までとする。

（給付金の交付の申請）

第6条 事業者は、令和8年11月30日までに、令和8年度運送事業者等支援事業給付金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 同意書兼誓約書（第2号様式）

(2) 給付対象車一覧表（第3号様式）

(3) 給付対象車一覧表に記載のある車両の自動車検査証（車検証）の写し（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しを添付）

(4) 振込先口座の通帳の写し（法人の場合は、法人名義のものに限る。）

(5) 貸切バス事業者は一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し、トラック運送事業者は貨物自動車運送事業の許可証又は届出書の写し、自動車運転代行業者は公安委員会の認定を受けたことを示す標識の写し

(6) 運転免許証、個人番号カード等申請者本人であることが確認できる書類の写し（個人事業主に限る。）

(7) その他、郡山市長が必要と認める書類

2 前項に規定する給付金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（交付の決定）

第6条の2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金を交付しないことを決定したときは、速やかに、令和8年度運送事業者等支援事業給付金不交付決定通知書（第4号様式）により前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 給付金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（額の確定）

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月12日から施行する。

別表（第4条関係）

給付対象者	給付金の額
貸切バス事業者	保有する貸切バス車両1台当たり5万円
トラック運送事業者	保有するトラック車両1台当たり1万円
自動車運転代行業者	保有する自動車運転代行車両1台当たり7,500円

令和 8 年度運送事業者等支援事業給付金交付申請書

郡山市長

申請人 住 所
 事 業 者 名
 代表者 役職名・氏名

(自署又は記名押印)

—

次の事業について、給付金の交付を受けたいので、令和 8 年度運送事業者等支援事業給付金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

- 1 交付対象車両（該当箇所にチェック（☒）を記入）
 ☐ 貸切バスとして使用される車両
 （乗合と併用して登録している車両も含む）
 ☐ トラック事業として使用される車両
 ☐ 自動車運転代行事業の随伴車として使用される車両

2 申請内容

申請台数	台
申請金額	円

※「申請金額」算定式
・貸切バス：申請台数 × 50,000円
・トラック：申請台数 × 10,000円
・運転代行：申請台数 × 7,500円

3 給付金振込口座

給付金 振込口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)	

4 添付書類

- (1) 同意書兼誓約書（第 2 号様式）
(2) 給付対象車一覧表（第 3 号様式）
(3) 給付対象車一覧表に記載のある車両の自動車検査証（車検証）の写し
 ※電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しを添付
(4) 給付金振込口座通帳の写し
(5) 貸切バス事業者は一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し、トラック運送事業者は貨物自動車運送事業の許可証又は届出書の写し、自動車運転代行業者は公安委員会の認定を受けたことを示す標識の写し

(個人事業主の場合は、以下の書類も添付)
(6) 本人確認書類の写し

担 当 者 名	
電 話 番 号	

同意書兼誓約書

令和 年 月 日

郡 山 市 長

申請者 所在地
又は住所

生年月日

(フリガナ)
氏名又は法人名

(フリガナ)
代表者役職名・氏名

(自署又は記名押印)

電話番号

令和8年度運送事業者等支援事業給付金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

【同意事項】

- 1 福島運輸支局への道路運送法（昭和26年法律第183号）若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく営業許可及び保有車両台数の照会、又は福島県公安委員会への自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく営業許可及び保有車両台数の照会に関すること。
- 2 税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）の照会に関すること。
（確認税目）
個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

【誓約事項】

- 1 給付金の交付の申請日において事業を継続し、給付金の交付の決定後においても事業を継続する意思があること。
- 2 事業を営むに当たり必要な官公署の許可若しくは認可を受け、又は届出を行っていること。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続中でないこと。
- 6 本申請内容のほか提出書類に記入した情報に虚偽はありません。令和8年度運送事業者等支援事業給付金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が判明した場合は、令和8年度運送事業者等支援事業給付金の返還等に応じます。

事業者名 _____

ページ番号： _____

番号	車両番号（ナンバー）	番号	車両番号（ナンバー）	番号	車両番号（ナンバー）
1		3 1		6 1	
2		3 2		6 2	
3		3 3		6 3	
4		3 4		6 4	
5		3 5		6 5	
6		3 6		6 6	
7		3 7		6 7	
8		3 8		6 8	
9		3 9		6 9	
1 0		4 0		7 0	
1 1		4 1		7 1	
1 2		4 2		7 2	
1 3		4 3		7 3	
1 4		4 4		7 4	
1 5		4 5		7 5	
1 6		4 6		7 6	
1 7		4 7		7 7	
1 8		4 8		7 8	
1 9		4 9		7 9	
2 0		5 0		8 0	
2 1		5 1		8 1	
2 2		5 2		8 2	
2 3		5 3		8 3	
2 4		5 4		8 4	
2 5		5 5		8 5	
2 6		5 6		8 6	
2 7		5 7		8 7	
2 8		5 8		8 8	
2 9		5 9		8 9	
3 0		6 0		9 0	

- ※1 令和 8 年 7 月 1 日時点において、東北運輸局福島運輸支局へ届け出ている貸切バス車両若しくはトラック車両又は福島県公安委員会へ届け出ている自動車運転代行車両について記入願います。（「使用の本拠の位置」が郡山市内であること。）
- ※2 給付対象車における自動車検査証（車検証）の写し（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写し）をご提出願います。
- ※3 車両数が多い場合、ページを分けて記入願います。なお、ページが複数に跨る場合は、本表左上部分にある「ページ番号」にページ数を記入願います。

第 4 号様式（第 6 条の 2 関係）

郡産政第 号
令和 年 月 日

様

令和 8 年度運送事業者等支援事業給付金不交付決定通知書

郡山市長

令和 年 月 日付けで提出された令和 8 年度運送事業者等支援事業給付金交付申請について、下記の理由により支給しないことと決定したので令和 8 年度運送事業者等支援事業給付金交付要綱第 6 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

記

(理由)
